

**美祢市一般廃棄物最終処分場・美祢市リサイクルセンター
指定管理者募集要項**

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

①名称 美祿市一般廃棄物最終処分場（管理型）
美祿市リサイクルセンター

②所在地 美祿市大嶺町西分 2982 番地

(2) 施設の目的及び今後の方向性

不燃ごみの適切な分別及び衛生的に処理するとともに、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、リサイクル率の向上と埋立処分量の軽減を図る。

(3) 施設の規模

① 総面積 18,000 m²

ア 一般廃棄物最終処分場等 15,952 m²

イ リサイクルセンター建物等 636 m²

ウ 搬入道路等 1,772 m²

② 建築面積 834.74 m²

③ 供用開始 平成 12 年 4 月

④ 主な施設及び構造

ア 埋立処分地 埋立面積：4,500 m²（埋立容量：22,000 m³）

イ 浸出水処理施設【面積：237 m²、鉄骨造】

・施設内容 地階 各種水槽

1階 中央操作室、ブロワ室、機械室等

・浸出水処理量 20m³/日

・処理方式 接触ばっ気（脱窒素処理）方式＋凝集沈殿処理＋高度処理＋滅菌処理

ウ リサイクルセンター工場棟【面積：300 m² 鉄骨造】

・施設内容 地階 受入ホッパー

1階 プラットホーム、機械室

・処理能力 空缶類・ペットボトル 1 t/日（圧縮方式）

空ビン類 0.29 t/日（貯留のみ）

エ 管理棟【面積 71 m²、鉄骨造】

・施設内容 1階 事務室、シャワー室、脱衣室、男女便所、トラックスケール

オ ストックヤード【面積：140 m² 鉄骨造、一部コンクリート造】

・施設内容 アルミ貯留場、スチール貯留場、ペットボトル貯留場、ビン類貯留場 4 箇所

カ 作業場上屋【面積 30 m² 鉄骨造り】

・施設内容 分別場

2 管理の基準等

(1) 開館時間 午前8時30分から午後5時15分まで
受付時間 午前9時から午後4時。(但し、土曜日及び12月30日は、午前9時から正午まで)

(2) 開館日 月曜日から土曜日まで・祝日・第3日曜日

(3) 休館日 ①毎週日曜日(ただし、第3日曜日を除く)

②12月31日から1月3日までの期間

なお、市長が特に必要と認める場合、これを変更することがある。

(4) 関係法令の遵守

募集要項・仕様書のほか下記関係法令等を遵守します。

① 地方自治法、同施行令

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令

③ 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則

④ 美祢市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

⑤ 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則(以下「規則」という。)

⑥ 労働基準法、労働衛生法ほか労働関係法令

⑦ 消防法

⑧ 公益通報者保護法

⑨ 個人情報保護法

⑩ 美祢市情報公開条例

⑪ その他関係法令

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、事業に係る業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできません。ただし、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

この場合、原則として美祢市地元企業に優先的に発注いただくこととなります。

(6) 引き継ぎについて

指定管理者は、指定期間が満了するとき(継続して指定管理者に指定されたときを除く。)は、市長等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は附帯設備を原状回復して、美祢市に建物、附帯施設、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、美祢市及び新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行うようにしてください。

ただし、原状回復を要しないことについて、美祢市の承認を得たときはこの限りではありません。

3 管理業務の範囲及び具体内容

(1) 指定管理者が行う管理業務は次のとおりとします。

①一般廃棄物の搬入管理、一時貯留、中間処理及び埋立業務に関すること。

②施設及び設備の維持管理に関すること。

③一般廃棄物処分手数料の徴収に関すること。

④その他市長が必要と認めること。

なお、具体的な内容は別添「美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンター指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

4 指定期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

5 管理に要する経費

(1) 資源ごみ売払収入に関する事項

プレスした空き缶等の資源ごみ売り払い収入は、指定管理者の収入とします。

(2) 指定管理料

指定管理期間の指定管理料の上限は170,430千円とします。

指定管理料の上限額を超えた提案は、失格となります。

ペットボトル及び廃プラスチックの圧縮作業に必要な圧縮機は、指定管理者側での準備となりますので、必要経費（例：購入費・リース料等）を計上してください。最終処分場等で使用する転圧・覆土作業用のバックホー等の重機は、令和7年10月下旬に市が購入予定です。それまでの期間は指定管理者側での準備となりますので、必要経費（例：リース料等）を計上してください。

また、過度の競争によるサービスの悪化防止を図るため、指定管理料の上限額の80%以下の得点は同点とします。具体的な価格点の計算式は、下記のとおりとします。

$$\boxed{\text{価格点} = \text{価格点配点（満点）} \times \text{係数}}$$

指定管理料上限額に対する提案価格の比率	価格点に係る係数	指定管理料上限額に対する提案価格の比率	価格点に係る係数
80%以下	1.0	90%超～95%以下	0.7
80%超～85%以下	0.9	95%超～100%以下	0.6
85%超～90%以下	0.8	100%超	失格

(3) 精算を行う経費

当該施設の修繕料（以下「指定経費」という。）の積算については、下記に示す美祢市指定の金額を計上すること。この金額と異なる金額で積算することは認められないので注意すること。なお、実務では、各年度指定経費の実績を報告いただき精算します。精算の結果、指定経費に剰余金が生じた場合は、指定管理料の額から当該剰余金額を減ずるものとし、指定経費が不足した場合は、指定管理料の額に当該不足額を加えるものとします。

指定管理料に含める修繕料	1,000千円（年額）
--------------	-------------

(4) 各種税の取扱い

① 消費税・地方消費税

指定管理料及び利用料金は、免税事業者を除き、その全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

② 印紙税

市との協定書に印紙の添付は不要となります。

6 協定書（案）及びリスク分担

別紙協定書（案）のとおりとします。

新規参入となる団体については、協定書（案）の規定のとおり、上半期の評価によっては、指定取り消しを行うことがあります。

7 申請資格

(1) 次の要件を満たす法人である必要があります。（個人による応募は不可）

① 国税又は地方税を滞納していないこと。

② 社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

③ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものが役員にいないこと。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されていないこと。

⑤ 2年以内に、条例第10条第1項の規定により指定の取消しを命じられていないこと。

⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続中でないこと。

⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑧ 政治団体及び宗教団体でないこと。

⑨ 市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置く団体であること。

⑩ 廃棄物処理施設技術管理者資格（最終処分場技術管理士）を取得していること。または、同資格を指定管理期間開始までに取得見込みであること。

(2) 共同事業体による申請の場合の取扱い。

共同事業体の場合には、さらに次の要件を満たす必要があります。

① 事業体を構成する全団体が法人格を有すること。

② 構成法人すべてが上記(1)の①から⑧までの条件を満たしていること。

③ 代表法人が市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置いていること。

④ 共同事業体結成届出書・共同事業体協定書を提出した事業体であること。

⑤ 市内に事業所を持つ法人の出資合計が過半数を超えていること。

8 提出書類

申請に際し、提出を求める書類は、以下のとおりです。

共同事業体での応募の場合は、代表団体が構成団体の書類をまとめて提出します。

	内容	様式	備考
1	提出書類一覧表	様式 1	
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式 2	
3	事業計画書	様式 3	
4	定款、規約その他これらに類する書類	—	
5	法人の登記事項証明書	—	法人の場合は、登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票
6	代表者の住民票の写し		
7	本年度の申請団体の収支予算書	—	新規団体においても必要となります。
8	〃 の事業計画書	—	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—	
10	〃 の事業報告書	—	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式 4	
12	団体の概要書	様式 6	
13	団体の役員名簿	様式 7	
14	納税証明（法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	-	新規団体、非収益団体であったために15の書類が提出できない団体は、16の書類を提出します。
15	納税証明（代表者の市民税）		
16	労働保険料、社会保険料の納付証明書		団体として、社員等を雇用していない場合は不要となります。
17	誓約書	様式 8-1	共同事業体の場合のみ様式 8-2により提出します。
18	誓約書（共同事業体用）	様式 8-2	
19	本年度総会の議事録（署名があるもの）		5 の登記事項証明がない任意団体の場合。通帳については、必要なページをコピーさせていただきます。
20	団体の通帳（現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳）		
21	共同事業体結成届出書	様式 9-1	共同事業体の場合
22	共同事業体協定書（別表を含む）	様式 9-2	
23	現地説明会参加者申込書	様式 10	

9 選定基準

応募者から提出された書類により、以下の基準で審査を行います。
ただし、大項目1～4の得点が各6割未満の場合は失格と致します。

評価基準	審査のポイント	配点														
1 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。(条例第4条第1号)		10点														
平等利用、 個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○ 利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。 															
2 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができるか(条例第4条第2号)		25点														
設置目的達成 に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の設置目的を理解し、施設の目的に適合した事業計画となっているか。 ○ 広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○ 共同事業体の場合には、各団体の役割と責任の分担がはっきりしているか。また、分担は適切であるか。 ○ 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○ 人員の配置が合理的であるか。 															
利用者の満足 度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の意見を把握し、それらを反映される仕組みを構築しているか。 ○ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 															
3 管理に係る経費の縮減を図ることができると認められる団体であること。(条例第4条第2号)		30点														
収支計画の適 格性・実現の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率的な維持管理計画となっているか。(第三者へ委託する場合は、選定方法等に問題はないか) ○ 必要な経費は計上されているか。 															
指定管理料	価格点は下記により算定します。 価格点 = 価格点配点(満点) × 係数 係数の設定(例) <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指定管理料上限額に対する提案価格の比率</th> <th>価格点に係る係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>80%超～85%以下</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>85%超～90%以下</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>90%超～95%以下</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>95%超～100%以下</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>100%超</td> <td>失格</td> </tr> </tbody> </table>	指定管理料上限額に対する提案価格の比率	価格点に係る係数	80%以下	1.0	80%超～85%以下	0.9	85%超～90%以下	0.8	90%超～95%以下	0.7	95%超～100%以下	0.6	100%超	失格	
指定管理料上限額に対する提案価格の比率	価格点に係る係数															
80%以下	1.0															
80%超～85%以下	0.9															
85%超～90%以下	0.8															
90%超～95%以下	0.7															
95%超～100%以下	0.6															
100%超	失格															

4 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。(条例第4条第3号)		30点
安定的な人材基盤	<input type="radio"/> 職員体制、採用計画は適正であるか。 <input type="radio"/> 人材の指導育成、研修体制はどのようになっているか。 <input type="radio"/> 施設の責任者として十分な経験・知識を有しているか。	
安定的な財政基盤	<input type="radio"/> 適正な資金計画等指定管理業務を安定的に行う体制及び財政状況にあるか。	
技術的能力、類似団体の運営実績	<input type="radio"/> 類似施設・業務の運営実績は良好か。 <input type="radio"/> 指定管理運営にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。	
5 その他		5点
地域経済への貢献	<input type="radio"/> 市内に事業所があるか。 <input type="radio"/> 市内居住者の雇用が計画されているか。 <input type="radio"/> 外部委託状況等市内業者を活用が計画されているか。市内業者を活用するための具体的取組があるか。	

10 募集手続き

(1) 申請書類等の受付

① 受付方法

持参または郵送

② 受付場所

美祢市市民福祉部生活環境課
〒759-2212 美祢市大嶺町東分 345-1
電話番号 0837-53-1090

③ 受付期間

令和6年8月13日(火)から令和6年9月12日(木)まで
郵送の場合は期日必着とします。
持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。

④ 提出部数

申請書類等は、正本1部、副本13部とします。
なお、提出書類は、原則としてA4版とします。

⑤ その他留意事項

ア 申請に要する費用は、全額応募者の負担とし、提出された申請書類等の返却は行いません。

イ 申請書類等について、情報公開条例に基づき、情報公開請求があった場合は、原則として、公開します。

ウ 提出期限までに申請資格を有しない場合・提出書類に不足又は不備があった場

合は、応募を無効（失格）とします。

エ 下記のスケジュールに記載の「指定管理者候補者選定審査会」に出席し、プレゼンテーションを行っていただきます。

オ 1団体が複数の応募をすることはできません。

(2) 募集説明会

① 開催日時

令和6年8月19日（月）午後14時から

② 開催場所

美祢市保健センター1階 健康増進室

③ その他留意事項

指定を受けようとする団体は必ず募集説明会に出席してください。なお、出席される場合は、8月15日（木）までに募集説明会参加申込書を生活環境課へ提出してください。

(3) 質問受付期間

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和6年8月19日（月）から令和6年8月26日（月）まで

② 受付方法 紙面による（様式は任意）

(4) 指定管理者指定の予定スケジュールについて

令和6年10月 指定管理者候補者選定審査会の開催、選定

令和6年12月 指定管理者指定議案上程、議決

11 提案内容の取扱い

市は、指定管理者が応募時に提案した内容を最大限尊重しますが、協定締結のための協議の中で提案内容の変更や提案事業の中止等を指示することがあります。このことは、指定期間中であっても同様です。

提案内容の変更や提案事業の中止等の影響が指定管理料に及ぶ場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料を変更することがあります。

12 問合せ先

〒759-2212

美祢市大嶺町東分 345 番地 1

美祢市市民福祉部生活環境課

担当 向井

電話 0837-53-1090 / FAX 0837-53-1090

13 参考資料

(1) 美祢市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例

(2) 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 〃 条例施行規則

(4) 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(5) 〃 条例施行規則

- (6) 施設平面図等
- (7) 仕様書
- (8) 年度別搬入・搬出実績
- (9) 年度別収支一覧
- (10) 備品一覧表
- (11) 基本協定書（案）
- (12) 年度協定書（案）

提出書類一覧表

団体名 _____

	※ 提出書類を確認の上、提出書類欄に○印をします。	提出書類	共同事業体	備考
1	提出書類一覧表	様式 1		
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式 2		規則別記様式第 1 号
3	事業計画書	様式 3		規則別記様式第 2 号
4	定款、規約その他これらに類する書類	—	◎	
5	法人の登記事項証明書（法人の場合）	—	◎	法人の場合は、登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票となります。
6	代表者の住民票の写し（5 の登記事項証明書のない任意団体等の場合）			
7	本年度の申請団体の収支予算書	—	◎	
8	〃 の事業計画書	—	◎	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—	◎	
10	〃 の事業報告書	—	◎	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式 4		
12	団体の概要書	様式 6	◎	
13	団体の役員名簿	様式 7	◎	
14	納税証明（法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	—	◎	新規団体、非収益団体であったために 15 の書類が提出できない団体は、16 の書類を提出します。
15	納税証明（代表者の市民税）			
16	労働保険料、社会保険料の納付証明		◎	団体として、社員等を雇用していない場合は不要
17	誓約書	様式 8-1		共同事業体の場合のみ様式 8-2 により提出します。
18	誓約書（共同事業体用）	様式 8-2		
19	本年度総会の議事録（署名があるもの）			5 の登記事項証明書がない任意団体の場合は、提出します。通帳は、必要ページをコピーさせていただきます。
20	団体の通帳（現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳）			
21	共同事業体結成届出書	様式 9-1		共同事業体の場合は、提出します。
22	共同事業体協定書（別表を含む）	様式 9-2		
23	現地説明会参加者申込書	様式 10		

※ 共同事業体に◎がある書類は、構成団体全員の書類が必要となります。

公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

美祢市長 様

申請者 所在地

法人又は団体名

代表者氏名

㊟

連絡先

美祢市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 指定管理者となる法人又は団体の名称

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (5) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務予算書
- (6) 納税を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 管理運営を行うに当たっての本施設に対する経営方針

3 管理業務の実施予定（管理業務ごとに記載すること）

4 施設の利用予定数値目標													
(1) 指定期間利用予定数値目標											(単位：％、[t])		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計							
埋立率													
埋立量													
(2) 指定期間各年度月別利用予定数値目標											(単位：％、[t])		
令和7年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立率													
埋立量													
令和8年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立率													
埋立量													
令和9年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立率													
埋立量													
令和10年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立率													
埋立量													
令和11年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
埋立率													
埋立量													

(3) 利用予定数値目標の設定根拠

5 サービス内容や利用促進の取組、運営体制

(1) サービス内容

(2) 利用促進の取組

(3) 運営体制

・職員の配置及び採用計画（組織図を添付すること。）

・職員の研修計画

6 収支計画

(1) 指定期間各年度の予定収支

(単位：千円)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収入					
支出					
差引					

(2) 収支計画の算出根拠

7 利用者満足度と要望の調査とその対処
(1) 利用者満足度と要望の調査方法
(2) 要望に対する実現策
8 個人情報の保護
9 情報公開への取組
10 危険物の取扱

--

11 緊急時の対策
(1) 防犯、防災の対応
(2) その他緊急時の対応
12 その他
(1) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
(2) 地域との連携
(3) 他施設との連携
(4) 地域経済への貢献等、提案事項

(5) その他

様式第4号（規則第3条関係）

指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書（令和〇〇年度）

団体の名称

		区 分	金額（税込）	積 算
収 入	指定管理料			
	事業収入	資源物売却収入		
	その他			
		収入計		
支 出	人件費	正規職員給与		正規職員 常勤 名
		〃 法定福利費		兼務職員 名
		パート・アルバイト給与		うち常勤 名
		〃 法定福利費		うち臨時 名
	事業費			
	管理費	旅費、会議費		
		消耗品費		
		燃料費		
		印刷製本費		
		光熱水費		
		修繕料	1,000,000	
		役務費		
		委託費（外注費）		
		使用料・賃借料		
		原材料費		
		租税公課		
	その他			
			支出計	
提案事業収支 （提案事業を実施する時は、事業計画書 12 その他に記載します。）				

※ 留意事項

1 科目は、適宜変更していただくようになりますが下記区分の区別が分かるように記載します。

収入・・・指定管理料、事業収入の区分

支出・・・人件費、事業費、管理費の区分

2 人件費は、雇用形態（正規職員、パート・アルバイト職員）の区分毎に記載します。

3 本様式の複写により指定管理期間中の各年度の予算書を作成してください。

4 修繕料は、年間一律100万円を計上してください。各年度末に精算します。

5 ペットボトル及び廃プラスチックの圧縮作業に必要な圧縮機は、指定管理者側の準備となりますので、必要経費（例：購入費、リース料）を計上してください。

6 最終処分場等で使用する転圧・覆土作業用のバックホー等の重機は、令和7年9月下旬に市が購入予定です。それまでの期間は指定管理者側での準備となりますので、必要経費（例：リース料等）を計上してください。

団体の概要書

1 団体名	
2 本社所在地	本社等の区分がない場合は、項目を「所在地」に変更してください。
3 設立年月日	
4 代表者役職・氏名	
5 資本金	
6 決算期	決算期を月日で記載します。例) 3月31日
7 昨年度売上金	
8 従業員数	団体により「従業員」という項目が適切でない場合は、「会員数」等に変更します。
9 主要取引金融機関	
10 事業内容	登記事項証明書又は規約等の事業の欄の内容を転記します。
11 経営方針	〃 の目的欄の内容を記入します。 転記内容が「経営方針」という項目が適切でない場合は、項目を「運営方針」に変更して記載します。
12 沿革	団体の沿革を記載します。 例) 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会、社会福祉法人美東町社会福祉協議会、社会福祉法人秋芳町社会が平成 20 年 3 月 21 日に合併し、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会となり、現在に至る。
13 組織	団体の組織の組織図を図示します。(別紙によることも可能)

※ 記載内容はできるだけ簡潔に記載し、団体の組織図を除き、なるべく 1 枚に収めるようにしてください。

誓 約 書

令和 年 月 日

美祢市長 様

団体所在地

団 体 名

㊟

代表者氏名

㊟

当団体は、次の各号のいずれにも該当しない団体であることを約束します。

- 1 国税又は地方税を滞納している団体
- 2 社会保険料又は労働保険料を滞納している団体
- 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものが役員である団体
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されている団体
- 5 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 76 号）第 10 条第 1 項の規定により指定の取消しを命じられた者で、当該処分を受けてから 2 年を経過していない団体
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中である団体
- 7 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- 8 政治団体及び宗教団体

誓 約 書 (共 同 事 業 体 用)

令和 年 月 日

美祢市長 様

共同事業体の名称

共同事業体の所在地

代表団体の名称

㊞

代表者の氏名

㊞

当共同事業体の全構成員は、次の各号のいずれにも該当しない団体であることを約束します。

- 1 国税又は地方税を滞納している団体
- 2 社会保険料又は労働保険料を滞納している団体
- 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものが役員である団体
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されている団体
- 5 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 76 号）第 10 条第 1 項の規定により指定の取消しを命じられた者で、当該処分を受けてから 2 年を経過していない団体
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中である団体
- 7 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- 8 政治団体及び宗教団体

共 同 事 業 体 結 成 届 出 書

令和 年 月 日

美祢市長 様

共同事業体名

代表者 所 在 地

法 人 名

㊟

代表者氏名

㊟

件 名	美祢市一般廃棄物最終処分場・美祢市リサイクルセンター指定管理者
-----	---------------------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、美祢市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成法人は、指定管理者としての業務の遂行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同 事業体	名称		
	所在地		
共同事業体の 代表者 (受任者)	代表 法人	所在地	
		法人名	㊟
共同事業体の 構成団体 (委任者)	構成 法人	職・氏名	㊟
		所在地	
		法人名	㊟
		職・氏名	㊟
委任事項		所在地	
		法人名	㊟
		職・氏名	㊟
		所在地	
その他		法人名	㊟
		職・氏名	㊟
		1 指定管理者の指定の申請に関する件	
		2 協定締結に関する件	
		3 経費の請求受領に関する件	
		4 契約に関する件	
		1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。	
		2 当共同事業体の構成法人の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	

共 同 事 業 体 協 定 書

(目的)

第 1 条 当共同事業体は、美祢市一般廃棄物最終処分場・美祢市リサイクルセンター（以下「当該施設」という。）の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当事業体は、事務所を山口県美祢市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の協定期間の満了後 3 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第 5 条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 所在地

法人名

代表者

(2) 所在地

法人名

代表者

(3) 所在地

法人名

代表者

(代表者の名称)

第 6 条 当事業体は、法人名を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、美祢市と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任等)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、美祢市長の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

(構成員の除名)

第14条 当事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び美祢市長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第13条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 16 条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び美祢市長の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成員の加入)

第 17 条 前 2 条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず残存構成員全員及び美祢市長の承認を得て、新たな構成員を当事業体に加入させることができる。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、1 通を美祢市に提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地

法人名

代表者

㊟

所在地

法人名

代表者

㊟

所在地

法人名

代表者

㊟

別表

〇〇共同事業体責任分担表

構成員名（団体名）	業務分担	出資金・出資比率
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇%）
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇%）
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇%）

注1 上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記責任分担表は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

募集説明会参加者申込書

標記の件につきまして、下記のとおり申込みします。

【参加申込書】	
応募施設名	
法人・団体名	
住 所	
参加者名	
【申込連絡届】	
担当者	
所属	
役職	
電話	
FAX	
E-mail	